慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	利益を以てする株式の消却に就て
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1925
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.19, No.3 (1925. 3) ,p.386(70)- 402(86)
JaLC DOI	10.14991/001.19250301-0070
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19250301-0070

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

利益を以てする株式の消却に就て

三邊金藏

商法第百五十一條第二項の但書規定の解釋に就ては商法學者間に幾多の議論行はれつゝあつて細かに之を列擧するは到底此所に企及し得る所ではないが、大體に於ては

第一、此但書は資本減少の規定に從はずして株式の消却を爲し得可きことを定めたるものであつて其結果は當然資本の減少となる。

第二、此但書は商法第百四十三條に規定したる原則に對する例外を爲すものであつて株式に分たれざる資本の發生を認めたるものである、故に其結果は資本の減少とならぬ。

第三、此但書は資本の減少を招徠しはするが利益を以て消却したる株金額に相當する丈け一方に於て積立金を設置す可しと要求するものである。

第四、此但書は株主に配當す可き利益を以て株式の消却を爲す可き旨を特に定款に規定し置く特種の企業に就て資本減少の規定に對する例外を認めたるものであつて其結果は勿論資本の減少となる。

といふ四つに之を總括し得るであらうと思ふ。而して若し然りとすれば問題は是等四種の解釋論中其何れが最も妥當なりやといふ形となつて茲に出現するのであるが、是は實際如何に之を解決す可きであらうか。商法學者にあらざる吾々が此問題に就て云爲するは謂はゞ他人肩上の仕事に無用の干涉を試むるものであつて誠に僭越至極の譏を免れ得ぬであらうが、併し此問題の解決如何は直ちに會計學上に波及して其所論を二三にせざるを得ざることゝなるが故に、此は吾々にとりても亦た全く無關係なる事にあらずと謂ひ得るであらうと思ふ。因つて以下暫く此見地より此問題に容喙を試むれば先づ第一說の主張者が此但書は資本減少の手續規定に據らずして株式の消却を爲し得可きことを定めたるものであつて、株式の消却は資本減少の手續規定に從つて之を爲すと否とに關係なく總

て株式自體の消滅となるが故に其結果は當然資本の減少となるといふは一應は至極の道理を得たるものであつて、此强味は如何なる言辭を以てするも到底之を動かすを得ずと謂はねばならぬものであらうと思ふ。何となれば百五十一條第二項には「株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ消却スルコトヲ得ス」とありて其意は株式の消却は當然資本の減少となる、故に實際に株式を消却せんとせば資本減少の規定に從て其旨を債權者に通達して其承諾を受く可く若し異議を唱ふる者あらば之に辨濟し又は相當の擔保を提供す可しといふに在りと解さねばならぬ其一方に於て、其但書に「但定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルハ此限ニアラス」とあるは單に資本減少の規定に從ふ可きことを免除したるものに外ならずと解す可きであるから、結局株式の消却が資本の減少となる事實は此法文中に明かに之を認め得と主張し得る其傍に於て商法第百四十三條は「株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス」と規定して株式會社の資本は總て株式に分たれ株式に分たれざる資本なるものは株式會社の許には存在することなきを明かにし、斯くて他方面より再び論者の主張を支持抱擁しつゝあるからである。

乍併第二の說を唱ふる者にとりては斯の如きは外頗る堅牢にして內甚だ脆弱なる一個の形式論としか映ぜぬのである。蓋し彼等は此第一說に從ふときは債權者保護の目的は全く放棄せらるゝことゝなつて此點より大なる不都合を生ずと爲すからである。而して彼等は概ね次の如くに之を論證するのである。即ち今例へば資本金百萬圓にして全額拂込濟となり居る會社が二十萬圓の借入金を有する其一方現金其他の形にて百二十萬圓の資產を擁しつゝ營業に從事し第一年度末に於て假りに十萬圓の利益を得たりとすれば、始と終に於ける貸借對照表は夫れ々々次の如くなる

貸借對照表（A）

借方

現金	二〇〇、〇〇〇	圓
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	
合計	一、二〇〇、〇〇〇	

貸方

資本金	一、〇〇〇、〇〇〇	圓
借入金	二〇〇、〇〇〇	
合計	一、二〇〇、〇〇〇	

貸借對照表(B)

借方		貸方	
現金	三〇〇、〇〇〇圓	資本金	一、〇〇〇、〇〇〇圓
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
		利益	一〇〇、〇〇〇
計	一、三〇〇、〇〇〇	計	一、三〇〇、〇〇〇

因つて今其利益金の全部を擧げて株式を消却し斯くて資本の減少を見たりとすれば、借方側に於て現金十萬圓の消滅を見ると共に貸方側に於ても亦資本金額が百萬圓より九十萬圓に減少するを以て前の貸借對照表(B)は變じて次の如くなる。

貸借對照表(C)

借方		貸方	
現金	二〇〇、〇〇〇圓	資本金	九〇〇、〇〇〇圓
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
計	一、二〇〇、〇〇〇	利益	一〇〇、〇〇〇
		計	一、二〇〇、〇〇〇

然るときは此新規の貸借對照表に於ても亦た利益金十萬圓の發生を見ることゝなり一見不可思議の感を生ぜしむるのであるが借方側に於ける現金其他の資産總額は百二十萬圓にして貸方側に於ける資本金借入金の合計は百十萬圓なるが故に其差額十萬圓也は資産の超過額即ち利益として之を表示せざる可からずと知るならば右の怪訝は自ら消滅するに至るであらう。而して一度之を利益として認むるときは是は更に株式消却の用に供し得るを以て今實際に之を然か爲したりとすれば其結果は再び次の如くなる。

貸借對照表(D)

借方		貸方	
現金	一〇〇、〇〇〇圓	資本金	八〇〇、〇〇〇圓
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
		利益	一〇〇、〇〇〇

計　一、一〇〇、〇〇〇　計　一、一〇〇、〇〇〇

而かも同一事は貸方に於ける資本金額の盡くるまで悉く合法的に反覆し得るが故に債權者の公表の擔保價額は其度毎に毀損せられて終には一物をも留めざるに至る。而して然るときは商法が債權者保護の爲めに置ける一切の規定は此一角より崩れて全く畫餅に歸するを見る次第であるが、此不都合なる歸結は株主に配當す可き利益を以てする株式の消却は資本金額の減少となると解する限りは必然的に發生し來るものであるから吾々は法の形式は何れにもせよ其精神は斯の如くならずと解さねばならぬのである。換言すれば株主に配當す可き利益を以てする株式の消却は資本減少とならずして、却つて株式なき資本又は株式に分たれざる資本の出現を見るなりと斯う解さねばならぬ云々と言ふのである。

然れば此第二說は謂はゞ法文の正面より入つて第一說の如くに解釋し來るに伴ふ危險を慮り故らに所謂精神解釋の方途に出でたるものと稱す可きであつて論者の苦衷は之を察するに餘りありと謂はねばならぬのであるが、併し其解釋は第百四十三條の規定と餘りに相容れずして、之を彌縫するに「會社の資本は株金より成立するを本則とすると雖も此場合に於ては實際に便益ありて會社の債權者其他何人にも損害を加へざるが故に例外として特に株金なき資本を認めたるものと謂ふ可きなり」といふ梅氏の言（法典質疑錄第五編一〇五頁）を以てするも、百五十一條の第二項は單に株式の消却を認めたるのみにして百四十三條に對する例外を認めたるものにあらずといふ事實は到底之を覆し得べくもないから、是は畢竟牽强附會の說なりと酷評せねばならぬかと思ふ。

却說然らば第三の說は如何？。元來自分の此所に意圖する所は第四の說に贊して其の爲めに少しく其理由を辯ぜんとするに在るのであるから第三說の爲めに大に陳辯するは甚だ失當と謂はねばならぬのであるが、併し自分は他方に於て若し百五十一條第二項の但書規定が一般に解せらるゝが如く廣く各般の事業に適用せらる可きものでありとすれば其は此第三說の如くに之を解釋するを以て最も妥當なりと爲すに躊躇せぬものであるから此點よりすれば今筆の序でに其理由を陳ぬるも必しも道理なきとではないであらう。仍て先づ商法が百五十一條第二項に於て「株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非サレハ之ヲ消却スルコトヲ得

ス」と規定しながら直ちに其但書に於て「但定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テスルハ此限ニアラス」として其例外を認めたるは何故なりやと考ふるに、其は會社の普通の財産を以て株式を消却するときは一方に於て資本金額の減少を見ると共に他方に於て夫れ丈け會社財産の減少を來すが故に、其結果は會社債權者に對する公表の擔保價額を削減し之に不當の損害を加ふることゝならざるを得ぬ、故に實際に之を行はんと欲する者は資本減少の手續規定に從ひて債權者の承諾を求め異議ある債權者には其債務の辨濟を爲し又は相當の擔保を提供せざる可からずと爲すを當然の順序となせども、株主に配當す可き利益を以て株式を消却するときは資本金額は減少すれども之に對當する會社財産は毫も減少する所なくして依然として保持せらる、故に此場合に於ては資本減少の手續規定に據らずして之を爲すことを得とするも特に會社債權者の利益を侵害すと謂ふ可からず、從つて是は之を例外的に許可するも可なりと斯ういふ點に在るのである。即ち之を別言すれば商法第百五十一條第二項全體の意味は會社財産が當初の資本金額以下に下らざることを前提として例外的に株主に配當す可き利益を以てする株式の消却を認め、此前提に添はざるときは總て原則に復歸して資本減少の手續規定に據るにあらざれば之を爲すことを得ずと規定したのであると斯樣に之を解す可きであつて、一度是を斯く解するときは前に掲げたる例の如きに於ては貸借對照表Aが一轉してBの如くなり、再轉してCの如くなるは勿論之を認め得れども貸借對照表Cが更に轉じてDの如くなるは有り得可からざることであつて實際には却つて次に示す貸借對照表Eの如くなると斯う謂はねばならぬのである。

貸借對照表（E）

借方		貸方	
現金	二〇〇、〇〇〇圓	資本金	九〇〇、〇〇〇圓
其他	一、〇〇〇、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
		株式消却ニ基ク積立金	一〇〇、〇〇〇
計	一、二〇〇、〇〇〇	計	一、二〇〇、〇〇〇

何となれば、前掲の貸借對照表Bに表はるゝ利益金十萬圓也は營業の結果とし

て積極的に發生したるものであつて、借方側に於ける資産總額を百二十萬圓より百三十萬圓に增加し因つて會社債權者の擔保總額を夫れ丈け增加するの作用を爲すものであるから是は之を資産增加の用に供せずして株式消却の用に供するも敢て債權者の利益を害すと謂ふを得ぬのであつて今實際に之を爾か用ゐたりとすれば其結果は正さに貸借對照表Cの如くなるのであるが、其際貸借對照表Cに再現する所謂利益金十萬圓也は營業の結果として積極的に發生したるものではなくして單に株式消却の結果として消極的に發生したるものに過ぎないのであるから、是も亦た利益なりとして更に株式消却の用に之を供するときは貸方に於ける資本金額を減少せしむると共に借方に於ける資産總額を當初の金額以下に減少せしめ斯くて債權者に對する擔保價額を削減するの結果となるが故に是は之を株式消却の用に供し得ぬのであつて、法律の趣意に合せんが爲めには却つて會社債權者に對する擔保としてDに示せるが如き形に於て固く積立置くことを必要とすと斯ういふことになるからである。

而して又た以上の如くに之を說くときは第三說は第二說の不合理なる點を去つて之を合理化したるものなるを發見するであらう。何となれば第二說の主張者が株式なき資本又は株式に分たれざる資本ありといふは簿記會計上の術語に移して之を言へば即ち茲に所謂積立金ありといふに異らずして、而かも此は百四十三條に對する例外なりなどゝいふ無理を主張せずして公明正大に之を主張し得る所であるからである。

或は此說に對する反對論として若し眞に斯の如しとすれば其は法定の準備金よりも猶ほ一層强力なる準備金を置くものに外ならないから特に明文を以て之を規定することを必要とするであらう、然るに我商法には斯の如き何等の規定なし。故に是は少くとも我商法の下に於ては當らずと謂はねばならぬと說くものがあるが、併し商法百五十一條第二項の規定は廣く一般に適用ありとなす以上は前述の如くに之を解せざるを得ないのであつて、是を斯く解するときは斯の如き性質の準備金は其當然の結果として茲に發生し來るものであるから此非難は即ち當らずと斯う答へねばならぬのである。

却說併しながら他方よりして之を見れば此第三說も亦た悉く事の眞髓を得た

るものとは謂ひ難いのである。何となれば此第三説も亦た商法第百五十一條第二項の但書規定は如何なる場合に實際に其適用を見るやといふ先決問題を探らずして漠然其解釋論を試むる普通の過誤を敢てして居るからである。換言すれば此場合に於て第一次に解決を要する眞個の問題は「定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テ――株式を消却――スル」場合とは果して如何なる場合なりやといふ點に存在するものなるに、第三説の主張者も亦た第一説第二説の主張者と等しく全く此點を等閑に附して顧る所がないからである。

然らば「定款ノ定ムル所ニ從ヒ株主ニ配當スヘキ利益ヲ以テ株式の消却を敢てスル」場合とは果して如何なる場合にして、且又た此問題を先決問題として第一次に決定することを必要とする其理由は果して那邊に存在するのであらうか。以下に於ては專ら此問題の檢討に從事す可しとして、先づ第一に注意を要するは、普通の場合に於ては株主に配當す可き利益は實際に之を配當して株主をして其利益を現實にせしむると共に他方に於ては愈々益々其株價を高めんと努むるか、若くは又た漸次に之を積立て愈々益々事業の隆盛擴大を圖らんとするか、二者必ず其一なる可くして、決して自己の利益を以て自己の株式を消却し因つて漸次に自己の資本金額を減少し其門戸を縮小するが如きことは萬一にもあらざる可しといふことである。或は利益の割合に株式數多くして配當率爲めに小なるときは其一部を消却して殘餘の株式に對する配當率を高めんとするが如きこともあり得るであらうが、併し斯の如きは多くは不慮の失敗に原因するものであつて豫め龜卜して之を俟つ可き性質のものではないから初めより定款に之を定め置くが如きことは實際には先づ以て有り得可からずと謂ひ得るであらう。故に結局豫め定款を以て株主に配當す可き利益を以て株式の消却を爲す可しと定め置くが如き場合は特に斯の如き方法を實際に必要とする特種の事情下に在る企業に限らるゝのであつて Paul Gerstner 氏に從へば例へば鑛山業の如く其主要財産が自ら消盡し行く結果として一定の年限を經過したる後に於ては又た自ら存立し得ざるに至る類のもの及び例へば鐵道、市街鐵道、電燈、瓦斯、水道等の企業の如く法律又は契約に基きて一定年限經過後には其主要財産が無償にて第三者たる國家又は其他の公共團體の手に引渡さるゝ類のもの、即ち通約して之を言へば會社の主要

財産が事實上又は法律上の理由によりて會社の存續期間内に自ら無價値となるが如き所謂消耗性企業こそ恰も之に該當するものたるのである。蓋し是等の企業に在りては會社の存續期間は事業の進行若くは歳月の經過と共に自ら短縮し一定年限後に於ては必然的に解散せざるを得ざる狀態に置かるゝが故に、而して其際殘餘財産の形に於て株主に分配するが爲めに豫め毎期の總利益金中より普通の企業に於ける減價消却額に相當するものを控除して之を積立金の形にて留保し置くは、不必要にして又た不經濟なるが故に、特に定款を以て是は之を株式消却の用に供す可しと定め置きて包括的に株主と會社債權者との承諾を求め因つて漸次に資本金額を減少し斯くて會社解散の際に於ける清算手續を簡單ならしめんとするは甚だ自然にして且又た實際に其必要を見るからであるが、今斯く如くにして豫め定款を以て株主に配當す可き利益を以て株式の消却を爲す可しと定むる場合の意味確定し來るときは百五十一條第二項の但書規定を適用す可き場合も亦た自ら確定し來るのであつて、問題は茲に至つて初めて是等の場合に於て株式の消却は資本金額の減少となるやといふ全く新規なる形に於て出現するのである。即ち軈て彼の先決問題を確定したる效果に外ならずして、自分が其必要ありと唱ふるは全く之が爲めであるが此新たなる問題に對しては何人も其は資本金額の減少とならずと答ふるものはないであらう。何となれば此場合に於ては株式の消却は一方に於て實際に減じ行く資産總額に歩調を合はせんが爲めに行はるゝものであつて、之を斯く解せざるときは會社は前述の如く無用なる資産を積立置かざる可からずして實際に甚だしき不利不便を生ずるからである。而も是れぞ即ち第四説を唱ふる者の趣意にして、其大要は商法第百五十一條第二項の但書規定の解釋は定款の定むる所に從ひ株主に配當す可き利益を以て株式を消却する場合とは如何なる場合なりやといふ問題の確定と共に自ら定まり其結果は資本の減少となるといふに歸着するが故に自分は此説を以て最も其當を得たるものなりと謂はんと欲するのである。而して今此解釋に從つて、貸借對照表を作製するときは、資産減損額十萬圓。總利益十五萬圓。株式消却十萬圓。未拂配當金五萬圓。といふが如き前提の下に於ては前の貸借對照表は次の如くなるのである。

貸借對照表（F）

借方		貸方	
現金	二五〇、〇〇〇圓	資本金	九〇〇、〇〇〇圓
其他	九〇〇、〇〇〇	借入金	二〇〇、〇〇〇
		未拂配當金	五〇、〇〇〇
計	一、五〇〇、〇〇〇	計	一、一五〇、〇〇〇

正統學派の賃銀論

津田誠一

（一）

聊か放膽に逸して儼正を失するに似たりと雖、敢て簡潔なる表現を要請する者あらば、予は正統學派の賃銀論を以て、畢竟後代に所謂賃銀鐵則說對賃銀基金說の隆替消長の記錄なりと言はんと欲す。Edwin Cannan は演述すらく、既往一世紀半以降に於て賃銀決定の原因を討究せる學說の尤なるものに三態あり。之を稱して生存費說、需要供給說、並に生產說と做すを得可し。而して正統學派の權勢を揮へる時代に於ては、生存費說が徐々に需要供給說に歩を讓るの經緯を窺ふ可く、更に生產說が後者を驅逐するの一條は爾後の發展に屬するなりと（Cannan: Theories of Production and Distribution, pp. 231-232）。然も生存費說は謂はゞ賃銀鐵則說の異名にして、且つ需要供給說は則ち賃銀基金說の前身たるを思はゞ、予の前言もあながち Cannan の眞意を距る事爾く遠きにあらざる可し。

遮莫 Adam Smith の學說は容易に單一の色調を以て傅彩するを許さゞるなり。彼れは社會發達の諸相に應じて夫々異る法則を適用せんと企圖せるが如し。乃ち賃銀を主題とせる章節の冒頭に叙して謂へらく、「勞働の所產は勞働の自然的報酬則ち自然的賃銀を構成す。土地の擅有並に資本の蓄積に共に先立つ彼の原始的狀態に於ては、勞働の所產は全部勞働者に歸屬す。彼れは彼れと配當を分つ可き地主をも將た雇主をも有せざるなり」。若し此狀態にして繼續したりとせば、勞働の生產力の漸く增大するに從ひ賃銀は逐次上騰せるならんと（Smith: Wealth of Na-